

津市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この要領は、津市上下水道事業営業関連業務委託（以下「本業務」という。）における事務の効率化と利用者サービス等の一層の向上を図るため、窓口受付・開栓、閉栓・検針・収納等に関連する業務を行い得る能力を有する民間事業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務遂行区域

本業務の業務遂行区域は、津市全域とする。

3 委託業務範囲

本業務の委託業務範囲は、「津市上下水道事業営業関連業務委託仕様書」に定めるものとする。

4 委託期間

- (1) 委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 契約締結日から令和4年3月31日までは本業務の準備期間とし、業務履行期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。また、準備期間に係る経費等は受注者の負担とする。

5 提案見積限度額

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間の委託業務に係る提案見積限度額の総額は、1,516,000,000円（税抜き）とし、年度別の提案見積限度額については、令和4年度から令和8年度の各年度において、303,200,000円（税抜き）とする。

ただし、この金額は、契約金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る提案見積書（第11号様式）を提出する際は、この提案見積限度額を超えてはならないものとする。

6 プロポーザル実施スケジュール（予定）

	内 容	日 付
1	実施の公告（実施要領の公表）	令和3年11月15日(月)
2	質問書の提出期限	令和3年11月22日(月)
3	質問書の回答	令和3年11月29日(月)
4	参加申込書等の提出期限	令和3年12月 6日(月)
5	参加資格審査結果通知	令和3年12月 9日(木)
6	企画提案書等の提出期限	令和3年12月17日(金)
7	プレゼンテーション及びヒアリングの実施、最優先候補者の選定	令和4年 1月11日(火)
8	選定結果通知	令和4年 1月18日(火)

※注意事項

- ① 提出期限等における受付時間は、いずれも平日（月曜日から金曜日。祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ② 書類等の提出方法は、各項目所定の方法で行うこと。
- ③ 参加事業者から提出された書類については、プロポーザルの結果に関わらず、返還しない。
- ④ 書類の作成や提出に係る費用は、参加事業者の負担とし一切の責任を負わない。

7 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、公告日から契約の締結日までの間において、次の各号に掲

げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する令和3年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託関係）において「事務事業委託の公共サービス業務及び上下水道料金徴収」を希望する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があり、経営状態が健全であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体に対する債務の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (8) 本業務委託内容と同種または類似の業務について、給水人口22万人以上の地方公共団体及び地方公営企業法第2条に規定する企業から過去3年間以上の履行実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ本業務委託内容と同種または類似の業務について、実務経験を3年以上有する業務責任者を配置できる者であること。
- (10) 常時雇用関係がある給水装置工事主任技術者の資格を有する者が1名以上いること。
- (11) 個人情報漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずること。
- (12) 単一企業であること。

8 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり質問書（第12号様式）を期限までに提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとする。メールの件名は、「津市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル質問」とし、所定の様式を使用しメールに添付すること。

メール送信後、電話により津市上下水道管理局営業課料金担当（電話 059-237-5805）まで受信確認を行うこと。

※電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けない。

※参加申込後、仕様書等（設計図書・図面、関係書類及び現場等がある場合はそれらを含む。）についての不明を理由として異議を申し立てることはできないので、質問がある場合は、必ず期限までに質問書を提出すること。

(2) 提出期限

令和3年11月22日（月）

(3) 提出先メールアドレス

237-5805@city.tsu.lg.jp（津市上下水道管理局営業課）

(4) 回答方法

質問者名は非公表とし、津市ホームページへ登載する。

プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、必ず回答を確認の上、参加申込すること。なお、当該質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

※仕様に関する質問ではなく、意見の表明と解されるものについては回答しない。

9 参加申込

(1) 参加申込事業者は、別に定める参加申込書（第5号様式）に、公告日を基準とする次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

ア 会社概要関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。（パンフレットの使用も可）

イ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

ウ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

エ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

オ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

カ 財務諸表（法人及び個人）

直近3か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）

キ 印鑑（登録）証明書

ク 類似業務履行実績表（第13号様式）

ケ 前項の類似業務履行実績表を証する契約書等の写し（業務内容を確認するため仕様書（写し）を添付すること）

コ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類

サ 本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類

シ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ス 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

セ 賠償保険等の加入状況に関する書類

不測の事態に対応するための賠償保険や受託業務に係るその他諸種保険についての加入状況について確認できるもの。

ソ 「7 参加資格」に記載する業務責任者及び給水装置工事主任技術者の資格を有する者について、雇用関係を証明できる書類。

また、給水装置工事主任技術者の資格の保有状況を確認できる証明書及び免状の写し。

(2) 参加申込書類の提出

ア 提出期限 令和3年12月6日（月）まで

イ 提出部数 各1部

ウ 提出先 津市上下水道管理局営業課料金担当 電話番号059-237-5805
(〒514-0073 三重県津市殿村5番地)

エ 提出方法 上記提出先に持参または郵送（配達証明付き書留郵便）とする。

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（期限内必着）

10 参加資格要件の確認結果通知

(1) 参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格要件について確認する。

(2) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、参加資格審査結果通知書（第6号様式）により、プロポーザルへの参加を認めるものとする。

(3) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、参加資格審査結果通知書（第7号様式）の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨の通知をするものとする。

11 審査方法

プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下、「参加事業者」という。）から「企画提案書等」の提出を求めたのち、「津市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル方式による業者選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づいた審査方式で実施する。

審査については、津市上下水道事業営業関連業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。審査委員会は、学識経験のある者等及び本市の職員のうちから7名で構成する。

企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査により評価基準総合点の最高得点者を最優先候補者として選定する。

なお、参加事業者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

12 企画提案書の提出書類及び内容

(1) 参加事業者は、本実施要領に従い、次に定める項目についての企画提案書及びその他提出書類を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。

また、別に定める「選定基準」の「3 評価の着眼点」にも留意して作成すること。

ア 会社概要及び財務状況

会社概要について、設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、組織図等を記載すること。ただし、企画提案書副本については業者が特定できる社名等の記載をしないこと。

財務状況について、直近3か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書等を記載すること。

イ 履行実績

委託業務と同種で、給水人口22万人以上の地方公共団体及び地方公営企業法第2条に規定する企業が発注者で、過去3年間の契約履行実績について、委託自治体名、履行開始日及び履行終了日、履行業務内容等を記載すること。

ウ 業務実施計画及び業務遂行体制

検針業務、収納業務、納付指導、受付（窓口）業務及び開閉栓業務等の各業務についての年間執行計画・体制、並びに移行体制を含む移行計画も記載すること。

エ 使用開始・中止（開閉栓）及び受付等の業務に対する考え方

電話受付や料金受付等の応接業務及び開閉栓業務について、年末及び繁忙期（3月～4月）における人員体制を含め具体的に記載すること。

オ 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料、市営浄化槽使用料、農業集落排水処理施設使用料及び共同汚水処理施設使用料（以下「上下水道料金等」という。）の収納業務に対する考え方

現金の收受及び管理方法について、具体的に記載すること。

目標収納率は、どの位を考えているのか。また、目標収納率を達成するための手段、方法等について、具体的に記載すること。

カ 下水道受益者負担金（分担金）に対する考え方

下水道受益者負担金（分担金）については、水道料金、下水道使用料等は異なり、公共下水道の供用開始に伴い公共下水道の受益者となった土地所有者等を対象に賦課（賦課は賦課から上限5年度となる。）することになる（津市香良洲町・美杉町地内は対象外）。

また、下水道受益者負担金（分担金）は、市から発送する受益者申告書等の提出に基づき、必要に応じ現地調査を実施するなどし、賦課対象の土地を特定し、賦課していくものとする。

下水道受益者負担金（分担金）の賦課から収納及び納付指導等までの一連の業務についての取組み体制及び安定した目標収納率を堅持していくための手段、方法等について、具体的に記載すること。

キ 検針業務に対する考え方（開栓、閉栓、再検針調査）

検針を適正かつ確実に実施するための管理体制について、具体的に記載すること。

検針機器（ハンディターミナル）の受け渡し方法（場所、日程）について、具体的に記載すること。

また、この業務に付随する漏水調査について、具体的に記載すること。

現在、検針月は毎月、偶数月、奇数月とし、検針期間は月3回の9パターンで実施している。今後の参考とするため最善の検針方法について、具体的に記載すること。

ク 納付指導（給水停止を含む）業務に対する考え方

納付指導（給水停止を含む）業務について、無届転居や転出した場合の対応を含めて具体的に記載すること。

ケ 水道料金、下水道使用料等料金システム（電算）処理に関する業務に対する考え方

システム（電算）処理に関する体制について、適格なスケジュール管理実施のための方策や習熟した人材の配置体制及び誤入力を防ぐチェック方法を具体的に記載すること。

- コ 研修体制に対する考え方
研修体制・計画について、具体的に記載すること。
- サ 個人情報保護に対する考え方
委託業務を運営する上での個人情報の管理体制について、具体的に記載すること。
- シ 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
地震、火災、台風等の災害や広範囲にわたる断水事故の発生等、危機管理全般についての考え方を具体的に記載すること。
- ス 雇用計画における地元雇用の方針
検針員（現検針員の再雇用や条件）、地元経験者（滞納業務、電話受付業務等）の雇用について、具体的な方針・計画（人数・条件等）を記載すること。
- セ 包括業務関連で、特にアピールしたいこと

- (2) 企画提案書は、日本工業規格A4判横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び頁番号を付け、企画提案書正本1部、企画提案書副本を10部作製の上、提出することとする。
- (3) 正本にあたる提案書の表紙には、あて先「津市上下水道事業管理者」（以下「管理者」という。）、タイトル「津市上下水道事業営業関連業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。
- (4) 正本にあたる提案書の表紙にのみ実印（代表者印）を押印することとする。
- (5) 副本にあたる提案書には、あて先「津市上下水道事業管理者」、タイトル「津市上下水道事業営業関連業務委託企画提案書」、提出年月日を記載すること。（正本は事務局で預かり、副本により審査を実施する。）なお、企画提案書副本については、業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等を記載した場合は失格とする。
- (6) 企画提案書は、表紙、目次を除き70ページ以内とする。
- (7) 企画提案書のほか、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間における提案見積書（第11号様式）並びに積算内訳書を添付するものとする。なお、提案見積書及び積算内訳書は、企画提案書とは別の封筒に入れ、封かんの上1部提出すること。この提案見積書において、明確な根拠のない年度ごとの差異は認めない。
なお、今後予定している「中止中の水道メーターの検針」及び「毎月検針地区から隔月検針地区への変更」については、金額の算定に含めないこととする。
- (8) プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（第14号様式）を1部提出すること。
- (9) (1)、(7)及び(8)による書類のほか、別に定める津市上下水道事業営業関連業務要件書（第15号様式）を提出すること。
- (10) 企画提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製を作成する場合がある。
- (11) 企画提案書等の提出期限以降の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (12) 企画提案書等提出された書類は、返却しないものとする。
- (13) 企画提案書等提出された書類は、津市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。
- (14) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (15) 企画提案書等の提出期限は、令和3年12月17日（金）まで、提出先は津市上下水道管理局営業課とし、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）とする。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

13 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等が提出された後、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施日時等

令和4年1月11日（火）を予定していますが、実施場所や時間等については、参加資格審査結果通知書（第6号様式）に記載します。

(2) 審査の時間

30分以内のプレゼンテーションの後、審査員による30分間の質疑応答を行います。準備及び撤収時間は、併せて15分以内とします。

(3) 実施方法

自由形式とします。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができます。

プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン、プロジェクタ、ケーブル及び電源は当局で準備しますが、その他の備品については、参加事業者において用意してください。

- (4) プレゼンテーション、ヒアリングにおいて業者が特定できる社名等の記載やプレゼンテーションを行わないこと。
- (5) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。
- (6) 出席人数は、参加事業者に直接雇用され、企画提案書の内容を熟知している3名までとする。出席者の役職、氏名を企画提案書提出時にプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(第14号様式)にて届けてください。

14 プロポーザルの評価基準及び審査

- (1) 評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、企画提案書の的確性、表現力、創造力、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準とし、審査は審査委員会が行うものとする。
- (2) 審査は、提案見積額が提案見積限度額を超えていない参加事業者に対し、企画提案書の内容等に関するヒアリングを行った後、参加事業者から提出された企画提案書について、別に定める「選定基準」に基づき行うものとする。
- (3) 審査は、各参加事業者の企画提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を最優先候補者として選定する。同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、決定する。
- (4) 評価基準総合点は、項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。

15 最優先候補者の決定及び通知

- (1) 最優先候補者に決定した参加事業者に対し、最優先候補者に決定した旨を、別に定める企画提案書採用通知書(第10号様式)により通知する。
- (2) 最優先候補者に選定されなかった参加事業者(以下「非選定事業者」という。)に対し、選定されなかった旨を、別に定める企画提案書不採用通知書(第9号様式)により通知する。
- (3) 非選定事業者は、非選定となった理由の説明を求めることができる。
なお、当該要求は、結果通知到着から10日以内に限り、非選定結果についての理由の説明を求めることができるものとし、書面により提出しなければならない。
- (4) 前項に規定する説明要求があった場合、別に定める情報公開基準に基づき開示する。

16 委託契約

- (1) 最優先候補者に決定した者と業務内容及び契約金額等の契約条件について協議のうえ、見積書を徴取し、業務委託契約を締結するものとする。
- (2) 業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、最優先候補者との協議により定めるものとする。
- (3) 最優先候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

17 企画提案書が実施要領及び業務仕様書に定める事項に適合しない場合

- (1) プロポーザルに関するすべての提出書類及び申告内容が、実施要領及び業務仕様書に定める事項に適合しないことが判明したときは、審査委員会で協議のうえ、参加事業者の取り扱いについて決定するものとする。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、(1)に規定する実施要領及び業務仕様書に定める事項の不適合についてヒアリングを行うことができる。
- (3) (1)に規定する実施要領及び業務仕様書に定める事項の不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

18 失格要件

参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 参加事業者の備えるべき参加資格要件を満たさない者
- (2) 企画提案書の作成に関して不正な行為が認められた場合
- (3) 本業務委託契約締結日までに、「7 参加資格」で規定するプロポーザルの参加資格を欠く者となった場合
- (4) プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合

19 次順位の繰上げ

管理者は、最優先候補者に本業務委託契約を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

20 その他留意事項

- (1) 書類等の作成、プレゼンテーションなど、本件提案に係る費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 本件についての日程はすべて予定であり、状況に応じて変更する場合がある。
- (3) 本プロポーザルに係る情報については、「津市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル方式情報公開基準」に基づき取り扱うこととします。

21 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

- (1) プロポーザルに係る事務局は、津市上下水道管理局営業課に設置する。
- (2) 各書類提出先

〒514-0073 三重県津市殿村5番地

津市上下水道管理局営業課

電話 059-237-5805

ファックス 059-237-5819

メールアドレス 237-5805@city.tsu.lg.jp